

令和5年第2回大仙市議会定例会会議録第3号

---

令和5年6月9日（金曜日）

---

議事日程第3号

令和5年6月9日（金曜日）午前10時開議

---

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 94号 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 3 議案第 95号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 4 議案第 96号 大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例及び大仙市中里温泉条例の一部を改正する条例の制定について（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第 97号 財産の取得について（質疑・委員会付託）
- 第 6 議案第 98号 令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入額の変更について（質疑・委員会付託）
- 第 7 議案第 99号 令和5年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について（質疑・委員会付託）
- 第 8 議案第100号 令和5年度大仙市一般会計補正予算（第3号）（質疑・委員会付託）
- 第 9 議案第101号 令和5年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）
- 第10 議案第102号 令和5年度大仙市企業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・委員会付託）
- 第11 議案第103号 令和5年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・委員会付託）
- 第12 議案第104号 令和5年度大仙市一般会計補正予算（第4号）（説明・質疑・委員会付託）

---

出席議員（23人）

1番 佐藤芳雄	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 古谷武美	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	21番 金谷道男	22番 大山利吉
23番 鎌田 正	24番 後藤 健	

---

欠席議員（1人）

20番 渡邊秀俊

---

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

---

説明のため出席した者

市長	老松博行	副市長	佐藤芳彦
副市長	今野功成	教育長	伊藤雅己
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業管理者	舂谷祐幸
総務部長	福原勝人	企画部長	伊藤公晃
市民部長	伊藤 敬	健康福祉部長	佐々木隆幸
農林部長	渡邊重美	経済産業部長	富樫真司
観光文化スポーツ部長	加賀貢規	建設部長	佐々木英樹
病院事務長	藤原孝之	教育委員会事務局長	山信田 浩
総務部次長兼総務課長	小林孝至		

---

議会事務局職員出席者

局長	斎藤秋彦	主 幹	佐藤和人
主 幹	佐々木孝子	主 査	藤澤正信

午前10時 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、20番渡邊秀俊議員であります。

---

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

---

○議長（後藤 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き一般質問を行います。

16番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

【16番 山谷喜元議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○16番（山谷喜元） 大地の会の山谷喜元です。よろしくお願ひいたします。

通告に従って質問させていただきます。

はじめに、令和5年中学生議会での中学生の提案に対する市としての具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

令和5年1月11日に開催された中学生議会は、平成26年から3年に1度開催され、今回が4回目となります。その目的は、議場を利用して、未来を担う中学生が、まちづくりや教育行政など、生徒に身近なテーマについて一般質問形式で質問・提案を行うことで、市政及び市議会への興味と理解を深めてもらうこととしております。そして、その体験を実際の学校生活での活動や地域の行事などで役立ててもらい、総合的な学力の育成に一層の推進を図るとしてしております。いただいた意見などは、これからのまちづくりの参考にしていきますというものであります。

開会の時に後藤議長の挨拶では、第1回目の中学生議会では、中学生議会から提案された「大仙市のゆるキャラ作成」が、市のマスコットキャラクター「まるびちゃん」の誕生につながりました。本日も、中学生ならではの発想とエネルギーな質問を大いに期待しておりますとエールを送っております。さらに老松市長からは、事前通告の項

目には、SDGsやカーボンニュートラル、防災、健幸まちづくりなど、まさに市の重要施策に関する事項が並んでおり、多くは、実際に学校で取り組んでいる事項でありましたので、大変興味深く拝見し、また、大変感心しましたと、皆さんと共に、より良い大仙市を創っていくという思いですというふうにおっしゃっております。そして、この中学生議会が有意義な場となり、それが大仙市の発展や、ふるさとへの思いやりの気持ちの醸成につながるようにと期待を述べております。

このように、大人たちが議会と市を代表して中学生に対する大きな期待を込めてメッセージを送ったわけです。実際の質問と答弁については、大仙市ホームページのサイト内検索で中学生議会を検索すると、実施記録集として過去のものも出てきますので、そこに詳しく載っておるわけです。そして、最後には、「SDGsを意識した行動と笑顔が広がるまちづくり」に関する決議がなされたところです。中学生の思いが詰まっているものであり、具体的にどんな提案があったのかもよく分かる内容ですので、ここで改めて確認をしたいと思います。

私たち大仙市の中学生は、「ふるさと大仙のよさ」を大切に守り続けるとともに、大仙市の未来をつくる主役として、地域の皆さんと力を合わせてSDGsを意識した行動をし、笑顔が広がるまちを創造していきます。」と宣言しております。そして具体的には、大曲中ですが、日常にSDGsの視点を持ち、一人一人が未来を考えるまちとしております。これは「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」という目標7について、MySDGsとして生徒一人一人が実践した、そんな経験からMySDGsカレンダーやMySDGsアプリの作成を提案するものであります。

大曲西中は、多様な関わりから、思いやりと喜びを感じるまちとしています。小・中学生がお年寄りの方々と一緒に活動をする機会をつくって、それを市全体に広げたいというものであります。

大曲南中学校です。「考える機会」が充実し、SDGsの達成に向けて行動するまちとして、キリバス国籍のケンタロ・オノさんによる気候変動の講演会を通じて、私たちにできることは何かを考えた経験から、SDGsワークショップを開催し、ホームページや「だいせん日和」を活用して、そのSDGsの取り組みを紹介するというものであります。

平和中です。防災対策が整備され、安心・安全に暮らせるまちとしております。避難所開設訓練の経験から、高齢者や支援が必要な方々の視点での訓練を行って、SDGs

にもある「災害に強い街づくり」につなげるというものであります。

西仙北中です。学校と商工業との協力で活力を生み出すまちとしています。地元の和菓子屋さんとのコラボで新商品を作った経験から、生徒のアイデアを生かした商品開発で大仙市全体の地域経済の活性化につなげていくというものであります。

中仙中は、大仙市の花「コスモス」の栽培と活用で農業が発展するまちとしております。コスモスの花を食用にすることや、石鹸作りなど、若者から高齢者まで楽しく世代交流しながら、私たち市民の健康促進につながる取り組みとして提案してあります。

協和中です。困りに寄り添い、「誰一人取り残さない社会」を実現するまちとしてあります。SDGsの10番目の目標「人や国の不平等をなくそう」という目標につながる、パープルリボン運動に取り組んだ経験から、この運動を大仙市全体にも広げていきたいというものであります。

南外中です。子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に広く親しむまちとしています。部活動の地域移行への不安について、活動場所への移動に伴うサポート体制や指導者について、市全体の課題としての質問でありました。

仙北中です。ゼロカーボンの実現に向けて資源回収・循環を促進するまちとしております。ごみの減量に向けて身近なことから、ごみを出さない仕組みを整えることの大切さを感じた経験から、資源回収拠点を増やすことや、プラスチックごみを資源回収し、再利用する仕組みをつくるという提案でありました。

最後に太田中です。花壇を中心として、市民の交流が拡大するまちとしてあります。地域花壇や太田中学校の花壇整備を通じて、地域の方々との交流の経験から、花壇フェアのようなイベントや花壇を巡るバスの運行をしたりすることで、市民の交流の機会を創出するなどという提案でありました。

以上であります。中学生の地域を思う気持ちがよく分かったような気がいたしました。これらに対する当局の答弁は、非常に前向きで、中学生にもその姿勢がよく伝わったと思います。これからこの地域を担っていく若者に、市として改めてその姿勢をしっかりと伝えるために、例えば予算化をするなど目に見える形で応援している姿勢を、改めてしっかり見せることが必要と思いますが、当局のお考えを伺います。よろしく願いします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 山谷喜元議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、中学生議会でのご提案に対する取り組みについてであります。先に開催されました令和5年大仙市中学生議会におきましては、中学生の皆さんから新鮮な視点や切り口で、まちづくりへの様々なご質問やご提案をいただきました。その中でも、特に中学生議会の決議にも盛り込まれましたSDGsにつきましては、市の重点施策として「大仙市SDGs未来都市計画」に基づく取り組みを進めているところであり、様々な角度からの素晴らしいアイデアを大変参考にさせていただいたところでもあります。

このSDGs関連の提案に関するものとしたしましては、今年度を実施することとしております事業の一例として、「資源循環に資するプラスチックごみの回収と再利用」をテーマに、大曲地域において、プラスチックの資源回収につなげるための排出物調査を行うこととしております。

また、市では今年度、市民や企業、団体の皆さんが実践しているSDGsに関する取り組みを募集し、市の広報紙やホームページなどで広く紹介する「SDGs取組宣言プロジェクト」を実施することとしておりますが、このプロジェクトは、中学生議会でご提案いただいた共通の目標に対して自分が取り組むことを決め、振り返りを行うという「MySDGs」の取り組みの趣旨に沿うものと考えております。

このほか、これまで、市の広報紙ではSDGsの17の目標について毎月一つずつ紹介しておりますが、中学生議会でも、各学校や地元企業の取り組みを紹介してはどうかというご提案があったことを受けまして、学校や職場などで取り組まれている事例を、市民の皆さんに紹介することとしております。

このように、中学生の皆さんからいただきました貴重なご提案につきましては、既存事業の活用や、ゼロ予算事業での実施などを含め、実現できるものにつきましては、順次、取り組んでいるところであります。

議員ご指摘のとおり、この地域を担う皆さんを応援しているという姿勢を見せることは、中学生の皆さんの学びや自身の成長にもつながり、ひいては、それが、ふるさとへの思いやりの気持ちの醸成や地域課題の解決に向けた取り組みや行動に結びつくものであります。そうした意味でも、ご提案に対する予算化の状況を含め、その後の取り組み状況や成果が、中学生の皆さんにも届くよう情報を発信してまいりたいと考えております。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、山谷議員。

○16番(山谷喜元) ご答弁ありがとうございます。この質問に至った経緯なんですけれども、実はある人から、市民の方ですけれども、中学生議会で良い意見が出たんだけれども、実現するために市として動いているのかというようなことを言われたので、それが大きいわけなんですけれども、あとそれとですね、協和地域ですけれども、地域では振興会というのがありまして、その総会などにご招待を受けるんですが、その中で話題になるのが、やっぱり子どもが少なくなったとか、農業法人や事業所さんでも後継者不足など、本当後ろ向きな話が多いわけです。ただ、でも、そんな中で中学生議会のこともちょっと話をしたんですけれども、彼女ら、彼らが、地域のために、大仙市のために、いろんな考え方を実際に取り組んでいるということをお話ししてね、大仙市の若者も随分頼もしいもんだなということをお話しているわけです。彼ら、彼女らは、中学生2年の冬休みの時の提案だったわけです。もう今はもう3年生になっちゃって、もう受験がありますよね。そして高校へ進学して、中には県外の大学へ進むような人もいらっしゃるかもしれないです。でも、いずれは地元の方へ戻ってきてほしい、そういう思いを持っているのは私だけじゃないと思います。

中学生議会の最後にですね、中学生からお礼の言葉があったわけです。次のようなものでした。「私は、この議会を通じて社会をより良くするためには、私たちのような若者が高い興味・関心が必要であることを改めて感じました。また、大仙市のためにできることは何かを考え、支えていけたらと思いました。これからも生まれ育ったふるさとに誇りを持って生きていきたいと思います。」私はこんな彼ら、彼女らに、大仙市っていいまちだなと思ってもらうためにも、今、何か形に見えるように応援をしてもらいたいと思ったわけです。今、市長がおっしゃってくださったように、いろいろご支援いただきたいと思います。

古い話でちょっと恐縮なんですけれども、山王丸副市長さんがいらした時に、市民の皆さんの要望からソフト事業を行うことになったわけです。当時、担当だった私は、ゼロ予算で進めたいと提案をいたしました。その時に山王丸さんがおっしゃったのは、少ないけれども予算はつけます。なぜなら、そのことで市民に対して市の姿勢をしっかりと示すことができるからとおっしゃったわけです。その時に、ああなるほどなと思ったところです。

ちなみにですが、山形県遊佐町では少年議会というところに、独自の予算で45万円ですね、与えているようです。ちょっと中身は違うかもしれませんが、愛知県新城市ですかね、そこは人口規模も予算規模も大仙市の半分ぐらいですが、若者議会に年間1,000万円の予算をつけています。政策を企画してもらって、それを市長に答申するような形をとるわけです。当然、新年度予算に反映させるということになりますが、議会の方でしっかりと審議して、それが動いていくというようなものもあるようです。

いずれにしても、彼ら、彼女らに、私たち大人がしっかりと応援しているよというふうに伝わるように、何か工夫をしていただくということで、今、老松市長さんがおっしゃったようなことをですね、しっかりと進めていっていただきたいなということを改めてお願いをいたしまして一つ目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○16番（山谷喜元） 次に、働き方改革、特にですね、新人職員へのサポートについてをお伺いいたします。

世の中に広く浸透しました。誰もが知っている言葉になった「働き方改革」ですが、これは労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法など八つの労働法を改正する法律の総称でありまして、実に70年ぶりとのことのようにあります。

長時間労働の是正にも重要な項目なんですけれども、これは2015年に広告代理店の新入職員が長時間労働の末に自殺するという痛ましい事件が起こりました。そのことによって、世間では過重労働を抑制する機運が高まりました。それを受けて政府は、長時間労働の是正に本格的に取り組むようになったわけです。

今回私が取り上げましたのは、長時間労働には直接関係はないとは思いますが、令和5年度の定期人事異動で、主事という方、若い方々だったと思いますが、その方々の退職が多かったということについてであります。大変驚くとともに憂慮しているところがあります。希望を持って市役所に勤務したものの、何かの原因で退職しなければならなくなった、そうなのか、あるいは新しい目標が見つかって、それに挑戦するために退職という選択をしたのか。そこでお伺いしたいと思いますが、直近10年間のことで、採用から10年以内に退職した職員の人数は、年ごとにそれぞれ何人なのでしょうか。そして、その原因を分析して対策はとっているのかということをお伺いしたいと思います。



私は、新しく採用になった方々には、気軽に相談できる環境を提供する必要があると思います。メンター制度といわれるものですが、いわゆる課内の上司に相談するのではなく、別の部署の、それに相応しい研修を受けた方を配置するというものであります。新たに管理職になった方々にもこの制度を適用したりすることがあるようですので、非常に有用な制度だと考えます。メンター制度を導入する考えはないのか、当局の考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 山谷喜元議員の二つ目の発言通告であります「働き方改革」に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 質問の、働き方改革についてお答え申し上げます。

はじめに、採用から10年以内に退職した職員数の直近10年間の状況につきましては、平成25年度が1名、26年度が1名、27年度から29年度がそれぞれ2名、30年度が5名、令和元年度4名、令和2年度が5名、令和3年度が2名、4年度が10名、合計で34名となっております。これは、行政職の職員に限った数字でございます。

職員の退職理由につきましては、退職手続きの際に聴き取りを行っておりまして、先ほどの34名の内訳といたしましては、「婚姻など個人的な事情」が16名、「精神疾患を原因とした体調不良」が6名、そして「転職」が12名となっております。個人的な事情はやむを得ないものでありますけれども、「体調不良」と「転職」については、未然に防止すべく対策を講じております。

まず、体調不良のほとんどを占める精神疾患を原因とする退職を未然に防ぐための対策といたしまして、ストレスチェックを実施し、高ストレス者には面接指導を勧奨しているほか、メンタルヘルス不調者の相談体制の整備や周知、ハラスメントの相談窓口の設置、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期対応を目的とした様々な取り組みを実施しているところでございます。

次に、「転職」を理由とする退職につきましては、労働力の流動化が進み、様々な情報が入手しやすくなったことから、特に若い世代において、自己実現や働きがい求めて、より条件の良い職場などへの転職に至った事例が本市でも増加傾向にあるものと分析しております。この対応として、職員自身の望むスキルアップをサポートするために

職員研修の機会を多く確保しているほか、ワークライフバランスを実現するために、時間外勤務の縮減や平準化、休暇制度の充実や取得促進といった取り組みを推進し、職員の希望や適性に応じた職場の配置にも留意しているところであります。

次に、メンター制度であります。一般的には、他部署の先輩職員がメンターとなりまして、1対1で継続的に後輩職員に助言や相談対応を行って成長を支援する制度と理解しております。

職員が職場になじみやすく、早期退職の防止につながることを期待できる一方、課題といたしましては、キャリア形成やメンタルヘルスに関する相談といった、高度な相談内容にも適切に対応できるメンターを育成する必要があるほか、メンターになる職員の心理的な負担、あるいは業務負担などの軽減、こういったことが挙げられると考えております。

今後、現在実施している職場研修でありますOJTの実施状況を検証するとともに、全国の自治体のメンター制度の成功事例や実施状況を研究させていただきたいと考えております。

終わります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、山谷議員。

○16番（山谷喜元） ありがとうございます。総務部長さんおっしゃるとおりですね、人材育成の方にはOJTとか、オンザジョブトレーニングですよ、あと、コーチングとかいろいろあるわけなんですけれども、そのほとんどが、いわゆる業務遂行のためのトレーニングになっているわけです。メンター制度では、先ほどもおっしゃいましたけれども、その対象は仕事や人生など多岐にわたっていくこととなります。不安や悩みなど、新入職員のメンタル面のサポートが重要な役割となるわけです。日本労働組合総連合会で行った入社前後のトラブルに関する調査2022ですけれども、新入職員が不安や悩みを相談できる相手は家族とか友人と答えたのが約8割という、圧倒的な数字を示しております。これは、多くの新入職員が職場内に相談できる相手がないということを示す結果だと思われまして、新入職員の離職理由として挙げられる相談相手がないとか、職場内での孤立感など、これらが起こらないように、職員同士のつながりを増やすことが大切とされているわけなんですけれども、そういうふうなサポートの環境を作って定

着率を高めるとというのがメンター制度の重要な役割になるわけです。さっきおっしゃったとおりです。

組織内の環境の風通しというか、それらを良くしてコミュニケーションの活性化を促すということなんですけれども、サポートする職員にしてみれば、さっきおっしゃいましたけれども、業務以外にプラスアルファの負荷がかかりますので大変かもしれません。しかし、自身のコミュニケーションスキルも向上しますし、先輩職員の指導能力の向上など、いろいろといい面もあると思われまます。さっきおっしゃいましたけれども、メンター制度について、しっかりと研究をしていただくことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（後藤 健） これにて16番山谷喜元議員の質問を終わります。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本年第1回定例会での私の一般質問で、ユニバーサルデザインフォントの導入について質問させていただいたところ、早速6月1日発行の「だいせん日和」から導入していただき、ありがとうございます。広報広聴課をはじめ、関係された職員の皆様、業者の皆様へ感謝申し上げます。誰一人取り残さないSDGsの理念の下、これからもよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

はじめに、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策についてお伺いいたします。

全国の小・中・高等学校の不登校の児童・生徒数が急増し、約30万人となりました。また、90日以上の不登校にもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が4万6千人に上るそうです。

そのような中、文部科学省は、令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの

保障を社会全体で実現するため、不登校対策「COCOLOプラン」を発表しました。

同プランには、「学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする」ことを目指し、不登校特例校やスペシャルサポートルーム等の設置促進のほか、1人1台端末を活用した健康観察を行う取り組みなども盛り込まれています。

このプランでは、1、不登校児童・生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備、2、不登校児童・生徒の保護者への支援、3、早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化等、適切な対応が求められるとしています。

1の不登校児童・生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備では、不登校特例校や校内教育支援センターの設置、教育支援センターの支援機能等の強化、教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施などを求めています。

不登校特例校は、令和5年4月で全国に24校あり、東北においては4校で、宮城県仙台市（1）、富谷市（1）、白石市（2）となっております。

一方の校内教育支援センターは、令和5年2月現在で、全ての学校に設置している市町村は228、設置している学校がある市町村が1,015であります。私は、自分のクラスに入りづらい児童・生徒が、学校内の落ち着いた空間の中、自分に合ったペースで学習・生活できる環境の整備は非常に大事だと思います。

そこで一つ目の質問ですが、本市における校内教育支援センターの設置状況はどうなっているのかお伺いたします。

また、学校に行けない子どもたちにとって様々な学びの場や居場所になる教育支援センターは、令和5年2月現在で、単独で設置している市町村は1,147、他の自治体と共同設置している市町村は126、設置していないが設置を検討している市町村は134とのことであります。教育支援センターには、不登校児童・生徒本人への支援にとどまらず、その保護者に必要な相談場所、あるいは保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所の確保につながるような支援等を行うことが期待されております。

そこで二つ目の質問ですが、本市における教育支援センターについて、現状、設置状況や利用者数はどうなっているのかお伺いたします。

さらに、教室以外の学習等の成果の適切な評価についてですが、不登校により自分の教室で授業を受けられない場合であっても、校内教育支援センター、教育支援センターや自宅等でタブレットを用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習

の遅れを取り戻すことが期待されると思います。不登校児童・生徒が一定の要件を満たした上で行うICT等を活用した学習活動は、可能な限り指導要録上、出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向等を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映することが望まれています。その背景には、学習成果として評価されないために調査書、内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があるようです。

そこで三つ目の質問です。現在、不登校児童・生徒が教育支援センターに行った日は出席扱いになると聞いておりますが、自宅等においてタブレットで配信授業を視聴している場合、その児童・生徒が視聴していることが把握できるのか、そしてその場合、把握できる場合は出席扱いになるのか、お伺いいたします。加えて、不登校の児童・生徒がオンライン指導やテスト等を受けることができるのか、お伺いいたします。

2の不登校児童・生徒の保護者への支援では、不登校児童・生徒の早期支援のためには、その保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるようにすることが重要として、教育委員会等において域内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設など、多様な居場所等に関する相談窓口を設け、必要な情報を提供することを求めています。

また、学校と地域、関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を重層的に支援することが望まれます。

そこで四つ目の質問ですが、本市における不登校児童・生徒の保護者への支援は、どのようにされているのか、お伺いします。

3の早期発見・早期支援のための健康福祉部と教育委員会との連携強化では、児童・生徒の心身の状態の変化の早期発見や、児童・生徒や保護者の包括的で早い段階からの支援のため、地方公共団体の福祉部局と教育委員会との連携を強化することを求めています。その際、教育委員会と福祉部局が協働し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた教職員向けの研修会を実施したり、保護者向けの学習会等を開催することも視野に入れているようです。

そこで五つ目の質問ですが、早期発見・早期支援のために、どのような取り組みをされているのか、これからどのような取り組みが必要と考えておられるのか、お伺いしま

す。

○議長（後藤 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の不登校対策についてであります。はじめに、校内教育支援センターにつきましては、様々な事情により学級に入りづらい児童・生徒のために、空き教室を利用した別室を設置するなど、個々のニーズに合わせた環境整備に努めております。

設置状況につきましては、利用希望の有無、あるいは目的・時間が様々であることから、日々変化する状況にあります。そこでは、一人一人のニーズに合わせた学習指導や活動を行い、学級への復帰を目指しております。

次に、教育支援センターにつきましては、美郷町と協同で不登校適応指導教室として「フレッシュ広場」を開設しております。専任指導員 2 名とフレッシュカウンセラー 2 名を配置し、学習支援や様々な相談活動を行っております。昨年度は 19 名が在籍しておりました。

次に、オンライン指導等につきましては、1 人 1 台端末が実現し、学校ではタブレットの日常的な活用が進み、自宅への持ち帰りも行われております。したがって、オンラインによる指導や学習シート・テスト用紙を配信することができます。

また、オンラインにより授業配信する場合も、双方向でのやり取りが可能であり、児童・生徒の学習状況をリアルタイムで確認することができます。

文部科学省では、不登校児童・生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることや、児童・生徒の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであることなど、いくつかの要件を満たすことにより、学校長の判断で出席扱いにすることができるとしております。

学校では、学習状況を的確に把握しながら、出席扱いできるよう、タブレット活用の充実に努めております。

次に、保護者への支援につきましては、担任のみならず、生徒指導主事など複数の教員が窓口となり、保護者との関係づくりに努めております。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、関係機関や地域の事情に精通した民生委員、児童委員等と連携しながら、保護者の支援に当たっております。

次に、早期発見・早期支援につきましては、日常の観察はもとより、定期的に「学校

生活に関するアンケート」を行うなど、複数の目での情報収集に努めております。健康観察をタブレットで行い、周囲の目を気にすることなく相談できる方法を取り入れている学校もあります。さらに、家庭生活における悩みを抱えている場合は、福祉など関係部局と連携しながら対応しております。

市教育委員会といたしましては、3月末に文部科学省から発表された「COCOLOプラン」も参考にしながら、全ての子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、本市の実態を踏まえた取り組みの充実を図ってまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。きめ細やかな対応をされているとお聞きし、本当に嬉しく思っております。

1年以上不登校という子どものケースがありまして、本人の顔と声を隠して、ある授業をオンライン視聴していたところ、教室の子どもたちはその子どもに対して温かく声掛けをしたそうです。その結果、課外授業に参加できたそうです。その後、すぐには教室登校に至らなかったものの、少しずつ登校できるようになったと聞きました。また、ほかの子どものケースでは、昨年度より継続してオンラインで授業を視聴できているそうです。

これら私が聞いた事例を紹介させていただきましたが、タブレット等を活用し、不登校を解決できたり、学びの継続がされている点で、一端末の存在は小さくないと感じます。

そこで再質問させていただきますが、本市の不登校生徒・児童は何人いて、そのうちタブレットを活用している子どもは何人いるのか、その子どもたちはどのように活用しているのか、学校からの対応も含めお聞かせ願います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

今年度の不登校児童・生徒数につきましては、まだ2カ月しかたっておりませんので、はっきりした数字というのは把握できておりませんが、令和4年度については、30日以上欠席した児童・生徒、小学校で35名、中学校で76名となっております。

タブレットにつきましては、不登校児童・生徒も含めて、当然全ての児童・生徒に配

付しております。不登校児童・生徒で活用している人数や頻度について、ここについてはなかなか正確な把握はできておりませんが、AIドリルですとか調べ学習など、自学のための活用、あるいはオンラインによる健康観察、学習指導など、一人一人の状況やニーズに合わせた活用がされております。

例えばでありますけれども、今年度でいきますと、オンラインで授業の様子を見ると。そして、それに対して感想を書いたりですとか、あるいは何か自分の意思表示をするような場面を設けている例ですとか、残念ながら同じように授業は見ているんですが、やっぱりちょっと顔を出すのはということで、画面はオフにして、音声のみでのやり取りがスタートして、いずれはこの後、さらに次のステップへというような例も伺っているところであります。

いずれにしても、一人一人の状況、ニーズに合わせた活用が大事というふうに考えております。

議員から紹介もありましたとおり、様々なきっかけで学校生活への関心が高まり、登校にもつながるといふふうに考えておりますので、引き続き、タブレットの活用についても大切にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。学びの多様化というのも、やっぱり最近いわれております。柔軟な対応として、インターネット上の仮想空間、メタバース登校というのものもあるそうです。やはり、実際に対面でしっかり関わっていくというのも、これが一番大事だとは思いますが、人の中に入っていけない子どもというのも一定数おり、そういう子どもたちが学びと、あとは他人との関わり、これを切らさないように、ぜひとも教育委員会の先生方には大変ご難儀をおかけしますが、誰一人取り残さない、大仙市の子どもたちのためによりしくお願いいたします。ご答弁何かあったらよろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃられましたとおり、まず学びと、そして他人との関わり、人間関係です



ね、そういったものはやっぱり非常に大切だというふうに思いますし、やっぱりその発達段階に応じたそういった活動ですとか体験というのも大事だというふうに思います。従いまして、先ほどあったように実際の対面は難しくても、それ以外の方法でというお話もありましたけれども、いずれその年齢、その発達段階で、ぜひ経験してほしいこと、学ばせたいこと、そういったものを何らかの形でできるように、市教育委員会としてもいろんな方法、工夫をしながら対応していきたいと思います。この後もよろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、重層的支援体制整備事業についてお伺いします。

重層的支援体制整備事業とは、社会福祉法第106条の4第2項に基づき、市町村において対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

本市においては、『大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業』として、今年度から拡充され、本格実施されております。地域住民の抱える課題の複合化・複雑化が進む中、包括的な支援体制を整備していくとのことで、とても頼もしく思う一人であり、不登校対策においても、子どもだけではなく、家庭に課題や困難があるケースもあると聞いており、この事業により、支援の手がきめ細やかに届くことを期待したいと思います。

これまでの支援体制では、守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意なしでは各部局・機関との情報共有が困難だったり、世帯内で複数の課題が存在する場合に支援への支障が生じやすいケースもありましたが、支援会議においては本人の同意がなくても支援体制等の検討ができるようになるほか、本人の同意があれば、多機関協同事業者による支援の提供ができるようになります。このことによって、必要な人に必要な支援が届くものと考えます。

そこで質問させていただきます。本事業により、支援会議、重層的支援会議が発足したとお聞きしましたが、会議が開催されるのはどのような場合でしょうか。また、今年度新たに加わった事業として、多機関協同事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業の3事業がありますが、現在それぞれどのような事業・支援をされているのか、これからの予定も含めてお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります「重層的支援体制整備事業」に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしく願います。

○議長（後藤 健） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の重層的支援体制整備事業についてお答え申し上げます。

はじめに、重層的支援会議と支援会議についてであります。一番の違いは、要支援者本人の個人情報や抱えている課題などに関する情報を、関係機関同士が共有することについて同意を得て開催するのか、または同意を得ることができない状況で開催するのかであります。本人からの同意を得た上で開催するのが重層的支援会議でありまして、関係機関が作成した支援プランが適切なものかどうか、また、提供方法など具体的な支援内容について検討するものでありまして、市が委託した多機関協働事業者が主催し開催するものであります。

一方、支援会議につきましては、例えば、民生児童委員から支援を必要としている方の情報や相談があったものの、要支援者本人から関係機関への情報共有について同意を得ることができず、その結果、具体的な支援策の検討を進めることができない場合に、会議を構成する各委員に対しまして守秘義務を設けた上で支援策や体制について検討するもので、市が主催し開催するものであります。このことにより、要支援者であることを把握しているにもかかわらず、支援につなげることができていない方を、必要な支援につなげることが可能となると考えております。

なお、いずれの会議も、福祉、医療、保健、教育並びに雇用などの各分野から推薦された委員で構成されております。会議が開催されるのは、検討を要する事案が発生した場合でありまして、関連する分野の委員を招集し、会議を開催いたします。

今年度の開催実績でありますけれども、現時点では、ない状況となっております。

次に、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、並びに参加支援事業の内容についてであります。

はじめに、多機関協働事業につきましては、課題解決に向けて関わっている複数の支援機関の中心にあって、支援機関同士が円滑に連携して必要な支援を提供できるよう、支援の方向性の整理、調整等を行う事業であります。

次に、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につきましては、「課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人」や「支援につながることに拒否的な人」などの方々へ必要な支援が届けるために、支援機関や民生児童委員などと連携した潜在的な要支援者の把握、そして把握した要支援者への自宅訪問、支援に関するチラシ等を活用した情報提供等を行い、信頼関係の構築に取り組むものであります。また、必要に応じて、例えば支援機関等に赴く際の同行支援なども行うものであります。

最後に、参加支援事業につきましては、既存の地域資源に働き掛け、要支援者本人のニーズや状態に合った支援メニューを作るほか、要支援者本人と受け入れ先の関係性の安定を図るため、双方の悩みや課題に寄り添うなどのフォローアップも行ってまいります。

なお、既存の地域資源を活用した支援としましては、例えば、労働に課題を抱えている方には、一般企業におけるジョブトレーニングのほか、本来であれば障害福祉サービス事業所の利用対象ではないものの、一般的な事業所になじまない方の就労訓練として、就労継続支援B型事業所などの利用を想定しております。

コミュニケーションが苦手な社会参加や日常生活に課題を抱える方の支援といたしましては、中間的労働の場として、地域の通いの場であるサロンや町内会などにおけるボランティア活動などを社会参加の場として活用することを想定しております。

以上、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、そして参加支援事業の三つの事業につきましては、市の委託事業である自立相談支援事業、また、様々な地域福祉事業を通じて豊富な実績と知見を有し、地域とのつながりを構築している大仙市社会福祉協議会へ委託して実施しているものであります。いずれの事業も、支援機関同士の連携を図りながら、プランの作成、モニタリング、プランの評価、そしてプランの見直しといったようなPDCAサイクルを回しながら、見守りや伴走型の支援を継続的に実施してまいります。

なお、これまで要支援者からの相談が多岐にわたる場合にあっては、関係する支援機関同士がしっかりと連携し、問題解決に取り組んでまいりましたが、先ほど申しました三つの事業を新たに実施することで、以前までのそれぞれの支援機関による経験則に頼った連携ではなく、明確で、かつ機能的な連携により、支援を必要とされる方を地域全体で支える体制が確立されるものと考えております。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容につきましては以上になります。よろ

しくご理解くださるようお願い申し上げます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○5番（挽野利恵） ありがとうございます。難しい整備事業だなというふうに感じております。

本市は、これまでもしっかり各課の横の連携がとられておりまして、たらい回しになってないというふうな私は認識をしております。このアウトリーチ等を通じた継続的支援事業、これは今まで救えないというんですか、拾えない方、自発的に支援を求めている方に支援の手を差し伸べるという意味で非常に大事な事業だなというふうに感じております。これを今回、新たな事業として、新事業となったことによって、本当に困った人に支援の手が行くことを望みます。

先ほど支援会議、重層的支援会議の開催については、検討を要する時に開催されるというふうなご答弁だったんですけれども、具体的にはどういう場合なのかお知らせください。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 重層的支援会議、それから支援会議なんですけれども、どちらにつきましても相談を受け付けしまして、はじめに受け付けしまして、担当課の方で聞き取り等を行います。そこのところの入り口のところで解決できるもの、それから、他の機関の方に情報提供等をしまして、そちらの方につなげまして解決できるもの、いろんなものがありますけれども、どうしても多岐にわたりますので複雑化したものについては、一つや二つの機関で解決できないもの、そういうケースがあった場合に、いろいろな各分野の専門委員を集めまして会議を開き、皆さんで意見を出し合って、その要支援者にふさわしい支援策を考えて提供するという会議になりますので、会議の役割としてはそのような形になっております。ただ、今年度、4月からなんですけれども、重層的支援会議については、まだ実績がないというところでありまして、今後ですね、若干1件ほど、この支援会議が必要なものが予定されているものがありまして、そちらの方で対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、挽野議員。

○5番(挽野利恵) ありがとうございます。非常に大事な事業だと思います。職員の皆様、社協、それから関係される皆様、本当にご難儀をおかけしますが、誰一人取り残さない大仙市を目指して、これからも頑張っていたきたいと思います。答弁は結構です。

○議長(後藤 健) これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

**【5番 挽野利恵議員 降壇】**

○議長(後藤 健) 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時15分をお願いいたします。

午前11時03分 休 憩

.....  
午前11時14分 再 開

○議長(後藤 健) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、3番佐藤文子議員。

(「はい、3番、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、佐藤議員。

**【3番 佐藤文子議員 登壇】**

○議長(後藤 健) はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番(佐藤文子) 最初に、日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、質問させていただきます。

最初に、自転車ヘルメット着用の啓発と支援について、2点お尋ねいたします。

高齢の市民の方から次のような要望が寄せられました。免許返納者ばかりではなく、高齢者の中には普段の買い物や用事で出掛ける時、自転車を利用している方が多くいる。自転車に乗る際はヘルメットを着用するようになったが、その購入に助成していただけないかというものであります。

年金生活者にとって、食料費や光熱水費をはじめ、あらゆる物価高騰の下で暮らしは大変厳しくなっております。ヘルメット購入に助成をとの願いは当然だと思います。

自転車のヘルメット着用については、ご承知のように道路交通法改正で今年4月1日から努力義務となりました。また、秋田県は令和3年8月1日施行で設置した秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例で、自転車保険への加入を義務化するとと

もに、自転車安全利用五則でヘルメット着用を掲げ、特に未成年者には保護者が、高齢者には家族が、ヘルメット着用についてアドバイスするようにと強調しております。

警察庁交通局の調べでは、自転車関連の死亡事故は450件で、その半数以上が65歳以上であり、死亡事故に至らない重症事故の件数も含めると8,660件で、そのうち65歳以上が3,542人とのことであります。また、死者の多くが頭部の損傷が原因とされております。

こうしたことから、市としても自転車利用者の安全対策として、ヘルメット着用の推進と定着を図るよう、その啓発と支援を急ぐ必要があるのではないかと考えます。全国では、ヘルメット着用を努力義務とする道交法改正後、急速にヘルメット購入助成をする自治体が増えており、東京都では自転車を利用する全区民・市民を助成対象としている自治体が多いわけであり、また、助成を実施する自治体では、ほとんどが65歳以上の高齢者を対象としているようでもあります。さらに、ヘルメット着用率調査も行われており、全国13の都府県で2月から3月に調査した結果、4パーセントにとどまるということですが、助成を実施することにより着用率は大幅に上がるのが期待されております。

そこで質問ですが、一つは、自転車利用時の安全対策で有効とされるヘルメットの着用は、道交法で努力義務となりました。本市では、中学生にヘルメット配付をすることにより、安全対策を講じておりますが、今般の全世代を対象としてヘルメット着用を努力義務としたことを受け、市として啓発と支援体制の構築が必要と思いますが、今後の対応について見解を伺います。

二つ目には、冒頭に述べました高齢者からの要望と、自転車関係事故の高齢者の割合が高いことを踏まえ、自転車を利用する高齢者のヘルメット購入助成を実施してはいかがでしょうか。

1番の質問、以上です。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の自転車ヘルメット着用の啓発と支援についてであります。はじめに、啓発・支援体制につきましては、自転車を運転する際のヘルメットの着用は、利用者の命を守るために極めて重要なことから、本年4月の道路交通法の改正により、ヘルメット着用

の努力義務が課せられたところであり、ヘルメットを着用することによる安全性について、さらに啓発を強化していく必要があるものと考えております。

今般の制度改正の内容につきましては、市のホームページやポスター掲示等で周知を図っているところでありますが、今後は、ヘルメット着用の気運をさらに醸成するため、市が主催する安全安心推進集会や交通安全運動、広報等、様々な場面や機会を捉え、ヘルメットの着用率向上に向けた啓発に取り組んでまいります。

また、秋田県警察をはじめ、高齢者の世帯訪問や交通安全教室を行っている「交通安全母の会」、地域に根差した啓発活動を行っている「交通安全会」などの各団体、交通事故防止活動に取り組む「交通指導隊」と連携しながら、交通ルールの遵守徹底に加え、ヘルメット着用の安全性や正しい着用方法などについて呼び掛けてまいります。

次に、高齢者への自転車用ヘルメット購入費助成についてであります。

議員ご指摘のように高齢者の自転車運転事故は、重大な事故につながる恐れがあります。

秋田県警察公表の「令和4年 秋田県の交通事故発生状況（概数）」によりますと、高齢者の状態別死傷状況は、自動車運転中が164人、自動車同乗中が80人、歩行中が72人、自転車運転中が36人となっております。

公益財団法人交通事故総合分析センターの調査結果では、自転車運転中の事故は、交通ルールやマナーが徹底されていないことが原因で発生するケースが多いという結果がありますので、市といたしましては、まずは、先ほど申し上げました秋田県警察や関係団体等の連携による交通ルールの遵守徹底に向けた取り組みを行い、ヘルメット購入助成につきましては、県、または他自治体での取り組み状況、着用率の推移等の状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

**【今野副市長 降壇】**

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 答弁ありがとうございます。ヘルメット助成につきましては、まず着用率等、これからの状況を、他市の状況を見て検討していくと。秋田県の状況なども見ていきながら検討していくというふうなことですが、いずれ自転車に乗られている高齢者の皆さんのマナーの問題、ルールの問題等はいろいろ言われているところですが、

これらを当然守るように改善していく指導等は重要なことではありますが、いずれにしても転倒などにもよる事故、こういうふうなものは、これはこれとして防いでいかなければならないと。そういう意味ではヘルメットが有効なのであると、重大な事故を防止する意味で大変有用なヘルメットであります。そういう意味で、着用率を引き上げるというふうなことのためにも、努力義務ですから違反ではないわけです。被っていないからといって。ですが、シートベルトの時のように、違反というふうになると一気にシートベルトの着用率が上がったという例もあります。そういうふうな意味では、努力義務の段階ではなかなかこの着用率というふうなものを引き上げるというのが難しい部分でもあるわけです。しかし、このヘルメットの助成と、被るのでしたら、どうぞ自転車乗られる方は、ぜひ助成をしておりますので、これで購入の一部に充ててヘルメットの着用をしてくださいというような啓発を一緒に進める中でこそ、ヘルメット着用率は進むのではないかというふうに思います。

秋田県内では、まだどこもやっておりません。特にやっぱり大都市部での自転車人数が大変多いところと違って、自動車社会、車社会の地方都市などでは、自転車に乗られている方々は、そう多くはないわけでありまして。ですからこそ、この乗っている方々の安全をいち早く守っていくというふうなことは、大変重要なのではないかというふうに思います。秋田県でのヘルメット助成はまだ実施してはおりません、どこもやっておりません。だからこそ、老松市長、こういった面でのね、やっぱり県内トップを切って実施というふうな方向に、ぜひとも考えていただきたいと。総勢でそんなには多くない、予算的にもそれほど多くない。様々なこのデザイン性に富んだ、女性も非常につけやすいデザイン性に富んだものもいろいろ出てきて、値段もピンからキリまでですけども、大概助成しているところはお一人まず千円から2千円というふうな状況なんです。そういうふうな意味で、予算的にはね、そんなに多額の費用を要する、予算を要するわけではありませぬので、ぜひこの大仙市がヘルメット助成始めたよというふうなことでアピールできるように、実施に向けて具体的に検討していただければなというふうに改めて申し上げたいと思います。ぜひ市長さん、お答えください。よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

最初に今野副市長が答弁したとおりであるというふうに思っておりますけれども、い



ろいろ助成しているところの取り組み状況を見ますと、今、千円から2千円というご指摘ありましたし、また、年齢をね、年齢制限なくしてやっておられるというところもありますので、そういった意味で少しいろいろ、もしかするとね、自転車購入する際にヘルメットもセットでという、そういう時代にならないかなというふうに思っておりますけれども、いずれ今、自転車持ってヘルメットない方もいらっしゃるでしょうから、今のいろんな、今野副市長のとおりいろいろ検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） それでは、二つ目に、花火事業について2点ほど伺います。

まず、再三取り上げてまいりましたけれども、今回もまた花火出品業者宿泊施設・大会管理運営施設の建設についてお尋ねいたします。

花火出品業者宿泊施設建設の地鎮祭が5月10日に執り行われた様子が報じられました。建設事業開始直前になっても、この施設建設計画に対しては、市民からの期待の声はほとんどありません。慎重論や疑問、反対の声が収まらないのであります。

「6階建てと高すぎる建物で、景観が損なわれる。」「観覧席の利益で建設しようとする考え方は問題であり、料金をどんどん上げることになってしまうのではないか。」「物価高騰のため、50パーセント以上の引き上げとなる15億円もの建設費となるようだが、建設そのものの見直しをした方がいいのではないか。」「返済を巡り、市に負担を求められることが必ず出てくるのではないか。」「花火師の宿泊所のためなら、打ち上げ場から近い西根側に作るのであれば、誰も文句は言わないところだ。」こういうふうな声が寄せられております。

市民の声は、いずれもこの建設計画が抱える、是非に関わる根本問題を指摘し、提起しておりますが、市長は花火大会の主催者でもありますし、花火産業構想推進と建設計画を盛り込んだアクションプラン実施の責任者として、市民の声、疑問に、誠実に答えていただきたいと思います。

二つ目には、花火大会運営における市と商工会議所との関係性についてお尋ねします。

令和4年第4回定例会で、私は不測の事態や財源不足など生じた際は、市に対して補填を求められるのではと質問したところ、市は「将来にわたり、建設・運営に関しての

補填を市に対して求めないと伺っており、市といたしましても、本施設に対しての特段の財政支援を行う考えはございません。」答弁されました。しかし、再質問の証文を書くことの必要性を提起したところ、「大曲の花火については、商議所も市も共催と、いわゆる家族みたいな関係で運営している。例えば家族の中でお金がショートした、そういったところに証文を取ってまでお金を出したり貸したりというふうなことを行うべきなのかというふうなことも少し考えていただけたら有り難いと思っている。」と答弁されております。この答弁は、私は重大だと思っています。補填を要求されたら、応ずる可能性を見せたものと受け止めたところであります。

家族論が出ましたので言わせていただきますが、家族の作る計画に大きな問題があるなら、それをいさめ、改めるようにしていくのも家族ではないでしょうか。しかし、施設建設を巡る商議所と市の関係を見るに、これまで花火師が利用していた温泉の経営問題が浮上した時も、商議所が施設建設を決定する過程においても、市はほとんど関わったの協議がなされたとは言えません。また、大曲の花火の運営においても、観覧席や料金設定などで、市はほとんど関与しているとは言いがたく、商工会議所の決定どおりになっているのが実情じゃないでしょうか。こうしたことが、施設建設を巡る市民の理解を得られない様々な問題を生んでいるのだと私は思います。

施設建設の問題にしても、観覧席や料金の問題にしても、これら含めて大曲の花火に対する全国からの評価は、大仙市長と市民に向けられるものであります。共催の名にふさわしい対等・平等の関係性、この機会に築く必要があるのではないのでしょうか。このことに対する市長の思いをお聞かせください。

以上で二つ目の質問を終わります。

- 議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります「花火事業」に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。
- 議長（後藤 健） 富樫経済産業部長。
- 経済産業部長（富樫真司） 質問の花火事業についてお答えを申し上げます。

はじめに、花火出品業者宿泊施設・大会管理運営施設に関する市民の声についてでございますけれども、本施設は「大曲の花火」が、これまでも大切にしてきた出品業者の宿泊施設の確保や、観覧者の安全・安心を確保するための雑踏警備、感染症への対応といった喫緊の課題を解決し、そしてその施設の有効活用を図ることで地域活性化に寄与

するものであると認識しているものでございます。

事業については、市を含む花火産業構想推進プロジェクトメンバーが全会一致で承認いたしまして、事業主体である商工会議所において2年に及ぶ議論を経て機関決定されたもので、市としましては「大曲の花火」の問題解決と持続的発展のために必要な拠点施設と考えておるところでございます。

市民からの声につきましては、市に対しましては賛成・反対両方の声が届いており、商工会議所も目的を達成するために責任を持って履行しようとしておりますので、市としましても、事業につきましては後押ししてまいりたいと考えているところでございます。

次に、花火大会運営における市と商工会議所の関係性についてであります。

観覧者の増加に伴い、平成9年から商工会議所と市の共催で大会運営を進めており、商工会議所は、それまでの大会運営や経済団体としての強みを生かし、花火の打ち上げや観覧席に関する部分を、そして市では行政機関としての強みを生かしまして駐車場や交通規制などを担当するなど、役割分担を明確に、責任を持って大会運営に当たっております。この関係性につきましては、それぞれの団体の長が変わりましても、現在まで変わりなく続いております。

なお、観覧席や料金設定など大会運営において重要な事項については、商工会議所と市において事前協議を行い、実行委員会そして大会委員会に諮られて決定されております。

議員からは、共催にふさわしい関係性を築く必要性があるのではというご意見ですが、それぞれの団体の得意とする分野で強みを生かし「大曲の花火」の持続的発展と地域経済の活性化といった、同じ目標に向かって、それぞれの立場で協力しながら取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 答弁で、最初の問題では、これまでどおりの答弁と変わりありませんが、市民の声と疑問、これにね、市として本当に直前になっても不平・不満、疑問、やめるべきだ、こういう声が出てるんですよね。そして、答弁は、これは必要性から、

その目的から、それは商工会議所、今、花火が抱えている問題、これを解決するために必要なんだというふうなことを一貫して言っておられますけれども、必要だといって造ろうとしている建物があそこに建つこと、それから、6階建てで、その使用目的というふうなものは花火師が泊まるというふうなことについては、1日決まっておりますけれども、それ以外は、あくまでもまだ想定の範囲を超えていない状況、そういうふうな意味で、こういうふうな問題に市民はものすごくやっぱり問題意識を持っているわけです。そういうふうな意味で、市民の声と疑問に、きちっとこの市の責任者である老松市長はね、必要なんだというふうなことなんぼ言っても、皆さんが抱えている疑問、これは全く解けていない、そういうふうな意味でね、再質問でちょっと聞きたいのがね、商議所、これまで市民の疑問には丁寧な説明をされるようにね、申し伝えてというふうなことで繰り返してきました。今、起こっている問題は、当然この商議所の説明が、会員や市民の理解を到底得られているものとは思えませんけれども、市長はね、そういう市民からの理解が得られた事業なのかどうかという点での認識を、どのように持っておられるのかということ、まず一つ。

そして今、こうした状況の中で建設がスタート、今、造成工事が始まりました。工事やっています。まず市長は、この市民の代表でありね、市の顔である老松市長が、この建設事業を是として一緒に進めようとしている、そのことにね、様々な問題を抱えながら今もって不満や批判、また、やめてほしい、こういうふうな中で進めようとしているというふうなこと、一緒に進めようとしているというふうなことに、やっぱりちょっと市長の強引さをね、感じてしまっているわけです、私自身が。やっぱり住民感情やね、市政運営の面からも、改めてこの事業について検証し、立ち止まってね、いやちょっともう一回考えてみようじゃないか、みる必要あるんじゃないかと。アクションプランには載せたけれど、ちょっとやっぱりあまりにも市民からの声というふうなものは、いろいろ批判の声が大きいというふうなことあるわけですから、そういう意味で市長、商議所にしっかり市長はそういう住民の立場に立った考えをしっかり進言する、それが必要あるんじゃないかというふうに、まず一つ目は、これに対する見解。

二つ目の問題ではですね、今年の観覧席料金見て、ただただびっくりしました。94回大会は、コロナ感染症のため、例年の6割の観覧席に縮小して、料金は93回大会よりも平均で1人当たり2千円引き上げを行って、大体平均の席料はですね、1人当たり5,640円になったわけです。今年の95回大会は、観覧席はコロナ以前に戻すとい

う表明があったかどうかは分かりませんが、いずれ席の数は昨年並にとどめました。しかし、料金をさらに1人当たり1,450円上げて、1人当たり平均7千円を超えています。これによって観覧席収入というのは7億円を超えました。施設建設を巡る財源確保のための料金設定というふうなのが、何となくあからさまに分かるような、そういう状況です。これでは大曲の花火の伝統ともいえる、このおもてなしの心というのは、もうみじんも感じられないんですね。こうしたこの観覧席や料金の決め方、この収入の得たお金の使い方などというなのは、花火運営の根幹に関わる大問題でありますので、現在その住み分けをして聖域化してきている、そういうことで、この花火の財源を巡る問題では、不透明さ、そして様々な今建設しようとする、突如この観客とも関係ない、観覧席の観覧環境の改善の問題でもないこの施設を建てるというふうなことをきっかけにしましてね、様々な問題を生み出しているわけです。こういうふうなことからですね、花火事業に関するこの住み分け、聖域化しているこの住み分けというふうな問題、これをね、今回この機会にしっかりと改めていく、そうした機会を持つ必要があると思うんです。それこそが商議所と市との対等・平等の関係をつくる上での大きな解決点なのではないかというふうに思います。まずこの3点についてちょっとお尋ねいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、この事業についての認識というご質問がありましたけれども、先ほど富樫部長からも答弁申し上げましたように、この事業は花火産業構想推進プロジェクト、大仙市商工会議所、大仙市商工会、そして大仙市観光物産協会、この4団体で協議の上、全会一致で認めた事業であります。さらには、商工会議所でいろいろ反対のご意見もあったようですけれども、機関決定された事業だと、そういう認識でおります。ですから、商工会議所が責任を持って事業を実施するというものでありますので、それについてはしっかり後押ししてまいりたいという、そういう認識でおります。

それで、強引な姿勢というふうなご指摘がありましたけれども、文子さんにはなかなか賛成のご意見は届いていないかもしれませんが、市の方に対して、私に対しても頑張れと、いろいろな意見が出ているようだけれども、あれは絶対必要な施設だから頑張れという意見も私には来ております。先日乗ったタクシーの運転手さんからも「市長、あれちゃんと造ってけれな」というような、私が造るわけではないんですけれども、そうしたご指摘といいますかね、そうした意見も多々あるということで、商工会議所の中

でもね、残念ながら意見が分かれた、市民の中でもこれは意見が分かれているということは認識しておりますけれども、ただ、だからもってこの事業を取りやめる、そうした考えにはならないというふうに思っております。市としては、当初の計画のとおり、しっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

先ほど文子さんから、1日だけは分かるけど、それ以外はどうのこうのというご指摘ありました。商工会議所の考え方では、ホテルと同じような経営をしてまいりたいというようなこと、収支、維持管理費をですね、捻出するためにも、そうした考え方でおるようですけども、正式にはまだ発表されてないかもしれませんが、いずれ遊ばせておくわけにはいかないという考え方で、当然それについては私も賛同しているところであります。

それから、観覧席料金の関係ですね。先日の記者会見でも、これは実行委員会の方から報告ありましたけれども、やっぱり資材の高騰、人件費の高騰で、何と申しますか値上げせざるを得ないという説明があったところでもありますけれども、まずですね、昨年度、花火振興事業特別会計決算の状況、これはね、公表されているので、皆さんもご存知かもしれませんが、116万円のぎりぎりの黒字です。ですから、今、商工会議所、実行委員会、何とかこの収支をね改善したいと、もっと余裕あるものにしたいということで、いろいろ取り組んでいる最中であるというふうに思っておりますので、こうした段階で、栈敷収入しかないこの花火大会、栈敷の料金、簡単にですね値下げしろ、値下げしろでは、なかなか問題解決しない状況にあるというふうに思っておりますので、今そうした財務の改善、実行委員会の方では目指しているということでもありますので、何とぞご承知おきいただきたいと思えます。

それから、市と商工会議所の関係についてありましたけれども、先ほど富樫部長からありました。従来、私の知ってる範囲では、大曲商工会時代からずっとこれはね、主催してきたところでありまして、平成9年、商工会議所になるわけですけれども、その際、当時の会議所の会頭からうちの方の市長へ、何とか支援してほしいと、一緒にやってほしいと、商工会青年部、なかなかね、スタッフの数も十分でなくなっているの、何とか市の方から応援してもらいたいというふうなことで、市がそれに参画をしたというふうに記憶しております。ですから、それから二十何年たっているわけですけれども、この商工会議所と市の関係、何も変わってないと私は思っております。従来から担当分野はこういうふうに決まっておりますし、先ほど説明あったとおり安全部会、安全の分

野だけ大仙市の方で担当しているという形でやってきております。ですから、トップね、両団体、商工会議所のトップ、それから市のトップが変わったからといって、この関係は何も変わっておりませんのでね、今、急になんか悪い関係になってきているというような雰囲気のご指摘がありましたけれども、決してそういうことではないということをお断り申し上げてお答え申し上げたいと思います。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 何も変わらない関係をずっとまずやって、それがこの料金やら席をどのように設置するか、こういうふうなところを全部まず商工会議所が持っているわけですがけれども、住み分けをしている。それがどんどんどんどん料金が上がる、その上げた理由は、やっぱりこの施設建設を、市民があまり望んでいない施設建設をドーンと、しかもあの景観損ねると批判の多いあそこの場所に建てる、こうしたこの事業の在り方見ますと、この共催というふうに言っておきながら、外堀は、外の方はしっかり大仙市、市でやっている。そして、前はちゃんと観覧環境の改善や安全性で全部協議して、しっかりとお客さんに反映される、そして市の商店、花火出店業者、花火に屋台出店業者、そういうふうなものも含めまして、市民のね、業者の方にも反映される、こういう組み立ての中で料金なんかも一定、良心的にやられてきたんだと思います。

ところが、去年の席は6割減、大体、に減らしたわけですがけれども、全面椅子、そして今年も去年と同じ数、この席の数に昨年同様にしたというふうな理由はちょっと分かりませんが、席は増やさないけれども料金はどんどん増やしていく。そして、市民の皆さんからは、もう買うことができないと。もう、人を呼んで、連れて観せに行くというふうなことができない、こういうふうに皆さんおっしゃっている。ちょっとこの関係性の中で、肝心の料金等を抱える部門が、もう全面的にこの花火特別会計というふうな、事業特別会計を持った商議所の采配に、もう委ねられてしまっている、そのところが若干この対等・平等の関係性は、もう失われてきているというふうに私は思っています。

ぜひですね、ちょっとこの、前から変わっていない、変わらなくてもいいものは変えない方がいいんですけども、相当変えようとしている部分があるというふうなことをちょっと申し上げて、まず同じ答弁の繰り返しなので、あまり答弁はいりませんが

も、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁、はい、老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、関係性についてはね、文子議員おっしゃる、何と申しますか、平等な関係といえますか、平等な関係だと思っておりますけれども、ただ、役割分担が違うということでもありますけれども、料金の関係はね、先ほどの繰り返しになりますけれども、同じ席数なんだけれども、残念ながら人件費、資材高騰、物価高騰の関係で上げざるを得ないというのが実行委員会、商工会議所会頭からの説明があったとおりで、それを私たちも理解しているところですけども、昨日ですね、これ余談になるかもしれませんが、昨日、インターネット販売、第1次インターネット販売始まりました。短い時間で、テーブル・椅子席、完売、それから堤防の席、完売、それからシート席も完売、残っているのがパイプ椅子席と、それからベンチ席ですかね。ちょっとね、いろいろ問題ありましたが、高価な席、これは旅行会社の要望を踏まえて設置したということですが、これも全て完売と。昨日のあのわずかな時間の中で全て完売ということで、かえって完売されてしまった関係で、この後のいろんな販売計画がね、どういうふうに対応するかということも今、商工会議所の方では検討を始めたようですけれども、いずれ市民の皆さんに対する優先予約というのもですね、当初1人4席まで……、それで、そういうことで400席ということでしたかね、当初そういうことで募集しましたけれども、最終的には延べですね、これダブって申し込まれる方もおるようですけれども、延べ579件、席数で延べ1,879、これが市民の皆さんから優先した枠で申し込みがあったものであります。これについては商議所と相談させていただいて、全て、当初400というようなことで言っていましたけれども、この申し込みあった全てをですね、市民の皆さんに販売するようにということで話をさせていただいて、了解をいただいたところであります。こうした面で、今のこのスタイルでいいのかどうかということは、まだまだ検討の余地があると思っておりますけれども、いずれそうした市民の皆さんにも配慮した販売方法なり、対応をですね、この後もしっかり市としては考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】



○議長（後藤 健） 日程第 2、議案第 94 号から日程第 11、議案第 103 号までの 10 件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 94 号から議案第 103 号までの 10 件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（後藤 健） 日程第 12、議案第 104 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） 議案第 104 号、令和 5 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号）について、ご説明申し上げます。

お手元の資料ナンバー 3、補正予算書〔6 月補正②〕をご覧ください。

1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、地方創生臨時交付金を活用した市独自の物価高騰対策や中里温泉改築工事費のほか、第 36 期竜王戦大仙対局の関連経費などについて補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 億 2, 258 万 9 千円を追加し、補正後の予算総額を 459 億 5, 004 万 1 千円とするものであります。

4 ページをお願いいたします。

継続費につきましては、太田地域の中里温泉改築に係る本体工事費及び設計・工事監理費について、2 カ年の継続費設定をお願いするものであります。

それでは、補正の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

15 款国庫支出金は、地方創生臨時交付金（物価高騰対策）として 2 億 1, 068 万 3 千円の補正、16 款県支出金は、社会福祉施設等物価高騰対策事業費補助金及び保育所等物価高騰対策事業費補助金として 2, 580 万円の補正、20 款繰越金は、前年度繰越金として 8, 610 万 6 千円の補正であります。

続きまして、歳出について、8 ページをお願いいたします。

3 款民生費は、5, 165万1千円の補正であります。

内容といたしまして、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費及び保育所等物価高騰対策事業費は、県との協調により、民間事業所が運営する介護保険施設、障害者支援施設、保育所の光熱水費の高騰対策として、補助単価に各施設の定員を乗じた額を補助するもので、それぞれ3, 989万円、1, 176万1千円の補正であります。

9 ページをお願いいたします。

4 款衛生費は、ゼロカーボンシティ推進事業費で、カーボンニュートラルの実現に向けた施策の推進に加え、電気料金や燃料費の低減策として、一般家庭用の太陽光発電の充電・放電設備の設置のほか、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入等に対し補助するもので、1, 585万円の補正であります。

10 ページをお願いいたします。

7 款商工費は、2億3, 138万6千円の補正であります。

内容といたしまして、電気料金高騰経営支援事業費（物価高騰対策）は、経営を圧迫している電気料金の高騰対策支援として、1カ月の電気料金が10万円以上上昇している高圧電気契約事業所に対し、最大50万円を給付するもので、1億6, 898万2千円の補正、中里温泉改築事業費は、中里温泉の改築に係る令和5年度分事業費として6, 240万4千円の補正であります。

11 ページをお願いいたします。

10 款教育費は、2, 370万2千円の補正であります。

内容といたしまして、第36期竜王戦大仙対局関連経費は、12月に旧本郷家住宅での開催が決定した竜王戦対局の運営のほか、前夜祭や地域イベント実施の関連経費として2, 200万円の補正、仙北ふれあい文化センター管理費は、当該施設の受水槽給水ユニットの更新経費として170万2千円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**【福原総務部長 降壇】**

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第104号は、議案付託表のとおり、それぞれ所

管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（後藤 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月10日から6月19日まで10日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、6月10日から6月19日まで10日間、休会することに決しました。

---

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月20日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 0時04分 散 会

